

生涯現役地域づくり環境整備事業に係る継続等基準について

事業の実施期間は最大 3 年度間ではあるが、各年度の支援メニューごとのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について、下記の事業継続の可否及び改善計画の作成の基準（以下「継続等基準」という。）に基づき、事業継続の可否等を決定します。

継続等基準

ア 第 1 期の評価基準期間の実績に基づく措置

令和 7 年度第 2 次募集により採択された協議会については、第 1 期評価基準期間の実績に基づく措置はございません。

イ 第 2 期の評価基準期間の実績に基づく措置

- a. 第 2 期のアウトプット実績が計上されず、実施していないと判断される支援メニューが一つでも存在する場合は、事業 3 年目の事業全体の継続を不可とします。
- b. 第 2 期のアウトカム実績が目標の 8 割以下の支援メニューは、事業 3 年目の該当支援メニュー実施に当たっての改善計画の作成とその実行を指示します。なお、「高年齢者の雇用・就業者数」、「高年齢者以外の者の雇用・就業者数」について、各支援メニューではなく、事業全体のアウトカム指標として設定している場合は、事業全体の改善計画の作成やその実行を指示します。

【参考：評価基準期間】

- ・ 第 1 期 なし
- ・ 第 2 期 事業 1 年目の第 4 四半期から事業 2 年目の第 3 四半期まで
- ・ 第 3 期 事業 2 年目の第 4 四半期から事業 3 年目の第 3 四半期まで